

●農林省令第五十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百十一号）第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十七年九月二十九日

農林大臣 重政 誠之

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「小樽」の下に「、室蘭」を、「神戸」の下に「、和歌山下津」を、「広島」の下に「、境」を加え、同條第二項第一号及び第二号中「室蘭」を削り、同項第三号中「室蘭」、「和歌山下津」及び「境」を削る。

附 則

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。